「公園地下水等ポンプ点検業務委託(北部土木みどり事務所)」仕様書

(担当:谷、岡本 ℡075-492-3111)

1 件名

公園地下水等ポンプ点検業務(北部土木みどり事務所)

2 目的

公園内に設置場所されている地下水等ポンプ施設が、その機能を十分に発揮できるよう点検を行うものである。

3 履行期間

令和 9 年1月 29 日まで

4 履行場所

京都市上京区主税町他地内(二条公園)

5 業務範囲

二条公園　井戸ポンプ1基

【別紙】箇所図及び写真参照

6 業務内容

(1) 対象機器

深井戸水中ポンプ(荏原製作所製 40BHS763.7C、MA 電極)

(2) 点検内容など

以下の項目について、ポンプ施設の点検及び調査を履行期間中に各1回実施すること。

ポンプ点検項目

	項　目	方　法	判定基準
1	電　圧	制御盤の電圧計またはテスターで測定	・定格電圧の±5％以内 ・相間の電圧アンバランスがないこと
2	電　流	制御盤の電流計またはクランプメータで測定	・モータ定格電流値以下
3	絶縁抵抗	絶縁抵抗計で測定	・1MΩ以上
4	異常音の有無	聴音による確認	・運転音が連続的でスムーズであること ・キャビ音等がないこと

5	振動	触　手	・新品時に比べ振動がないこと
6	地上部外観	目　視	・損傷（割れ等）がないこと ・弁類他付属機器の機能に問題がないこと
7	圧力計または連成計	目　視	・狂い、損傷がないこと
8	制御盤	目　視	・ビス類のゆるみ ・マグネットスイッチの接点磨耗、各リレーの機能、計器の狂い、損傷がないこと
9	その他	目視等	・点検の結果、修繕の必要があることが判明した場合、修繕内容の提案及び見積書の提出をすること。

（3）　ポンプ施設、ろ過設備、受電設備、機器類に異常あるいは破損を発見した時は、速やかに直ちに次に掲げる事項を報告すること。

- 当該施設の名称
- 異常または破損の原因
- 異常または破損状況の写真

（4）　設備の停止による点検後は復帰作業を行い、必ず施設の異常がないかを確認すること。

7 支払条件

業務完了後、業務範囲において業務が適切に履行されていることを確認のうえ、本件に係る経費を支払う。

8 特記事項

（1）　費用について

- 本作業に要する材料費、労務費、車両運転費、仮設資材、機械工具類の賃料・損料、消耗品費及び諸経費等の全ての費用は、本業務に含む。
- 業務に伴い発生した廃棄物は適正に処理するものとし、運搬費及び発生材の処分費は本業務に含む。
- 見積にあたっては、必ず事前に現地を確認し、当該業務の実施に必要な費用を確実に見積もること。なお、現地確認（出張料等）に要する一切の費用は応募者の負担（本業務に含む）とする。

（2） 安全・施工・協議について

- 作業着手前に監督職員と作業工程、作業の周知等について協議した後、作業着手すること。
- 作業にあたっては通行車両や歩行者、近隣住民等の安全に十分配慮し、適切な安全対策のうえ実施すること。
- 作業実施者の安全管理については、受注者の責任において行うこと。
- 作業時間は原則として平日の午前9時から午後5時の間とする。なお、土曜日、日曜日、及び国民の祝日に関する法律に規定する休日の作業は認めない。
- 作業中、事故をはじめ、問題が生じた場合は、速やかに監督職員に連絡しその指示に従うこと。また、事故等により、第三者や他の工作物に与えた損害については、受注者の責任において対応すること。

（3） 提出書類

- 業務完了後、速やかに以下の完了書類を提出すること。
 完了届
 点検報告書（報告書は、点検項目を整理した点検表及び点検時の状況がわかる写真、故障が発生していた場合、故障原因の特定とその解決方法を記載すること。）
 請求書

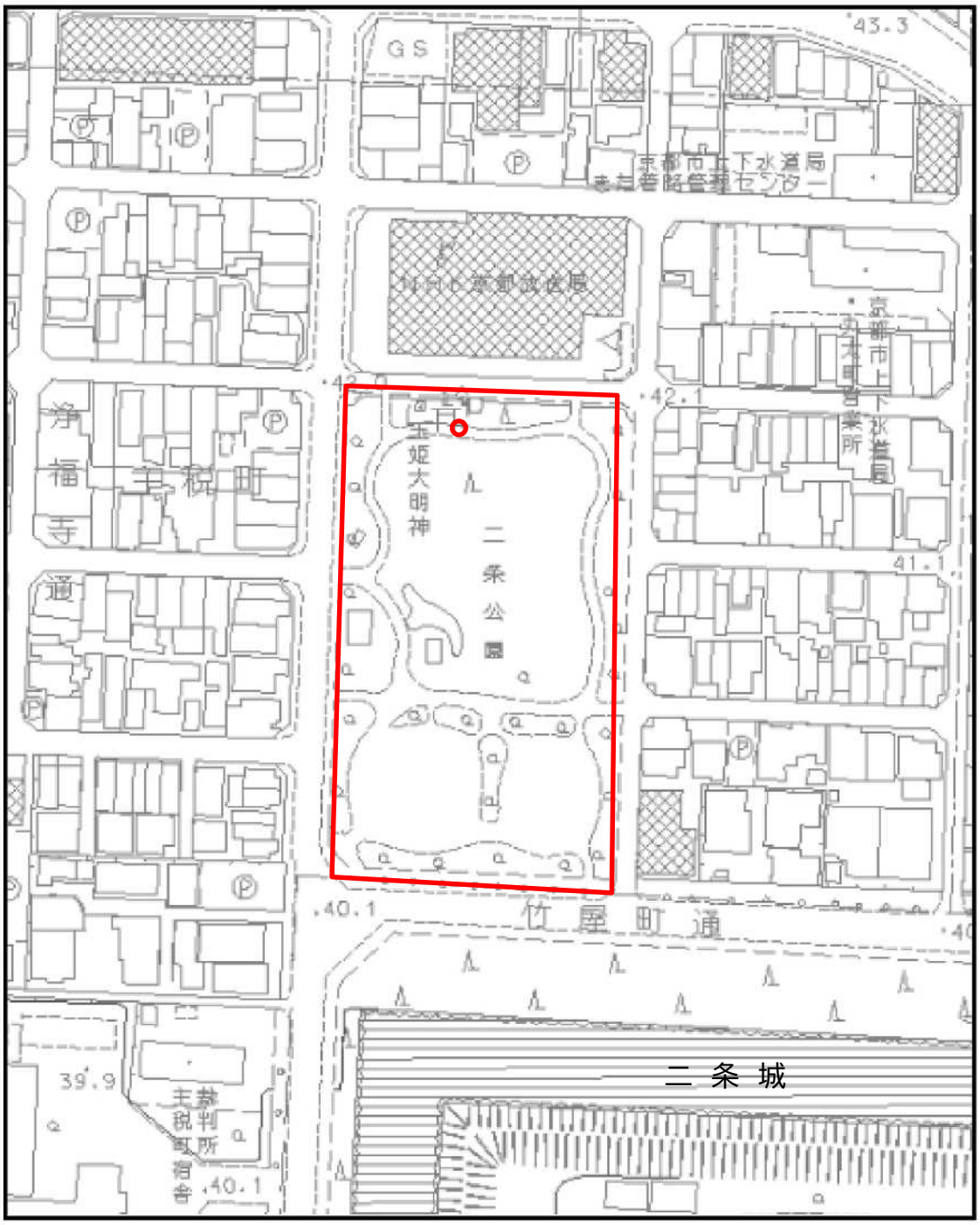
（4） 修繕等の対応について

点検時に修繕・部品交換等が必要な個所（点検に関する見積書に含まれていた項目は除く）が判明した場合、別途、修繕・部品交換等に関する契約を締結する場合があるため、当該修繕経費に関する見積書を提出すること。

【別紙】

【箇所図】二条公園

⭘　←　ポンプ施設位置



【別紙】

【現況写真】

揚水ポンプ





揚水ポンプ制御盤



池及びせせらぎ

